

利用料金表 <医療保険の場合>

令和8年6月現在

*利用料金は各種社会保険に基づき記載利用料金の1～3割を利用者から徴収するものとする。

基本利用料		
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで1日につき	5,550円（5,050円）
	週4日以降1日につき	6,550円（6,050円）
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者への訪問）	週3日まで1日につき （2人まで）	5,550円（5,050円）
	週4日以降1日につき （2人まで）	6,550円（6,050円）
	週3日まで1日につき （3人以上9人以下）	2,780円（2,530円）
	週4日以降1日につき （3人以上9人以下）	3,280円（3,030円）
	月20日目まで （10人以上19人以下）	2,760円（2,520円）
	月21日目以降 （10人以上19人以下）	2,660円（2,420円）
	月20日目まで （20人以上49人以下）	2,710円（2,470円）
	月21日目以降 （20人以上49人以下）	2,610円（2,370円）
	月20日目まで （50人以上）	2,610円（2,370円）
	月21日目以降 （50人以上）	2,510円（2,270円）
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	試験外泊時（入院中1回）	8,500円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710円
訪問看護管理療養費 2日目以降（1日につき）	単一建物居住者20人未満	3,010円
	単一建物居住者が20人以上49人未満	1月あたりの訪問日数が 15日以下 2,510円
		1月あたり訪問日数が 16日以上24日以下 2,310円

		1月あたりの訪問日数が 25日以上 2,210円
訪問看護管理療養費 2日目以降（1日につき）	単一建物居住者が50人以上	1月あたりの訪問日数が 15日以下 2,410円
		1月あたり訪問日数が 16日以上24日以下 2,210円
		1月あたりの訪問日数が 25日以上 2,010円

加 算 項 目		料金
①緊急時訪問看護加算	1日につき	① 月14日目まで2,650円 ② 月15日目以降2,000円
②難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
③長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200円
④24時間対応体制加算	月1回 希望により	6,520円
⑤退院時共同指導加算	月1回（厚生労働大臣が定める疾病は月2回）	8,000円
⑥特別管理指導加算 （⑤に上乗せ）	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000円
⑦退院支援指導加算	退院日の訪問	① 6,000円
		② 長時間指導を行った場合 8,400円
⑧在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
⑨在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回	2,000円
⑩特別管理加算	月1回	5,000又は2,500円
⑪訪問看護情報提供療養費 1	月1回 希望により 市町村等からの求めに応じて	1,500円
⑫訪問看護情報提供療養費 2	月1回 希望により 学校等からの求めに応じて	1,500円

⑬訪問看護情報提供療養費 3	月 1 回 希望により 入院、入所の際に診療情報提供 する Dr からの求めに応じて	1, 5 0 0 円
⑭訪問看護ターミナルケア 療養費 1	1 回 (死亡月)	2 5, 0 0 0 円
⑮訪問看護ターミナルケア 療養費 2	1 回 (死亡月)	1 0, 0 0 0 円
⑯乳幼児加算 (6 歳未満)	1 日につき	① 下記以外場合 1, 4 0 0 円 ② 厚生労働省が定めるものに 該当する場合 1, 8 0 0 円
⑰複数名訪問看護加算	看護師等の場合 (1 日)	4, 5 0 0 円
	准看護師の場合 (1 日)	3, 8 0 0 円
⑱夜間・早朝・深夜加算	早朝(6 時～8 時) 夜間(18 時～22 時)	2, 1 0 0 円
	深夜(22 時～6 時)	4, 2 0 0 円
⑲看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2, 5 0 0 円
⑳訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回	5 0 円
㉑訪問看護医療情報連携加算	月 1 回	1, 0 0 0 円
㉒訪問看護物価対応料	月の初日	6 0 円／日
	月の 2 日目以降	2 0 円／日

※ 難病等複数回訪問加算、複数名訪問看護加算、夜間・早朝・深夜加算は同一建物内の人数、又、訪問日数により金額が異なります。